

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 の一部を改正する内閣府令（案）の概要

1. 株券等に含まない有価証券の範囲

その買付け等を公開買付けによらなければならないこととなる「株券等」に含まない有価証券として、株券等信託受益証券及び株券等預託証券のうち、議決権のない株式に係るもの等を追加する（第 2 条）。

2. 投資証券等に係る規定の整備

株券等所有割合の計算等における株券等の数、株券等に係る議決権の数の算定について、株券等が投資証券等であるときは、それぞれ、投資口の数、投資口に係る議決権の数とすることとする（第 8 条第 3 項、第 9 条の 6）。

3. 公開買付説明書の交付方法

公開買付説明書の電磁的方法による交付方法に、買付者等の閲覧ファイルを株券等の売付けを行うおうとする者に閲覧させる方法等を追加することとする（第 33 条の 2）。